

発 言 通 告 書 要 旨 (1枚目/全4枚)

氏 名 一色 真一

発言番号			発言事項及び発言要旨	備 考
1	(1)		物価高騰から市民の暮らしを守る対策について 市民への支援について 8月も食品など1,000品目を超える値上げが目白押しである。これに対して、国は物価高騰対策として臨時交付金を用意している。 その交付金を最大限活用して、物価高騰に苦しむ市民に支援メニューを用意してはどうか。 国民健康保険税の1世帯2万円の引き下げや、熱中症予防のためにも夏場のエアコンの電気代補助や高齢者世帯のエアコン購入補助などいくつも支援メニューは用意できるのではないかと。所見を問う。	
	(2)		ひとり親世帯や低所得者世帯、保育園や学校などへの支援について ひとり親世帯や低所得者世帯に、お米券(2キログラム相当)や生活支援金の支給を求める。 食材費高騰で苦労している保育園や子ども食堂への支援を求める。同じように、学校給食も食材費高騰で質の低下を招かないように栄養管理を徹底してもらいたい。所見を問う。	
	(3)		病院や福祉施設、農家や中小事業者に対する支援について 市民への福祉サービスを後退させないためにも、経営が大変な病院や訪問介護事業者等への支援を求める。 また、肥料や飼料、燃料代の高騰に苦しむ農家への支援を求める。さらに、トランプ関税や景気悪化で経営が苦しい中小事業者への支援を求める。所見を問う。	
2	(1)		物価高騰対応水道料金基本料金免除事業について 現在の契約件数と総額について 口径ごとの契約件数と、それぞれの3か月間の免除総額を問う。	

発 言 通 告 書 要 旨 （ 2 枚目／全 4 枚）

氏 名 一色 眞一

発言番号			発言事項及び発言要旨	備 考
	(2)		無料期間について 物価高騰の影響を受けている市民の生活を支援するには、3 か月では短いのではないかと。 各地を調べると、県内では、地震や豪雨で大変な思いをされた輪島市が 4 か月である。県外では、群馬県富岡市は 4 か月をひと月延長して 5 か月としている。和歌山県御坊市は 6 か月。岐阜県関市は 4 か月の上、一般家庭と事業所も対象である。これらの財源は国の交付金であり、市の財政を圧迫するわけではない。こうしてみると、加賀市は規模が小さいと言わざるを得ない。 一方で、加賀温泉駅前の開発事業等の財源を生み出すために、都市計画税をこの春に 0.2%から 0.3%に増やして、市民に負担を強いている。 市民生活を支援するというのなら、都市計画税の負担増をゼロにした上で、水道料金基本料金を免除すべきだ。 そうしてこそ実のある市民支援と言えるのではないかと。所見を問う。	

発 言 通 告 書 要 旨 (3 枚目 / 全 4 枚)

氏 名 一色 真一

発言番号	発言事項及び発言要旨	備 考
3	災害用備蓄品購入事業について 今回提案の追加備蓄は、県が見直した地震被害想定から見ても過小すぎ、令和6年能登半島地震を踏まえて政府が出している方向性から見ても過小という、二重の過小性があるのではないか。 県が見直した地震被害想定では、福井平野東縁断層帯による地震被害は「ライフラインがほぼ市内全域で使えない」状態を想定している。また、1週間後の避難者は39,814人を想定している。この被害規模は、加賀市でも、「令和6年能登半島地震で輪島市や珠洲市で起こったような状況」になるということである。このような被害想定を踏まえ、どのような対策をとるのが、今、加賀市に問われている。 6月定例会で、市当局は「数日間の備蓄があり、その間に流通備蓄の協定先の事業所は全国ネットを有する事業所だから必要数は確保できる」とし、また、自治体の応援協定先を挙げたが、私は、「被災した加賀市に備蓄品を運ぶ手段が絶たれた場合の担保が用意されていない」と指摘した。令和6年能登半島地震から何を学んだのか。 能美市では、令和6年6月補正予算で、令和6年能登半島地震を踏まえ、簡易トイレ、使い捨て哺乳瓶を、「従来の3日分から7日分」に拡充している。加賀市でもせめて7日分、孤立が想定される集落ではさらに多い日数分の備蓄が必要でないか。 また、こうした備蓄品のロスを防ぐためにも、流通ローリングストックを取り入れて、備蓄品のロスを防ぎつつ、十分な品数を用意することが必要ではないかと考える。所見を問う。	

発 言 通 告 書 要 旨 (4 枚目／全 4 枚)

氏 名 一色 真一

発言番号	発言事項及び発言要旨	備 考
4	通学路の街灯について 中学生議会で質問が出た通学路の街灯問題について、違う学校から2年続けて質問が出たことを重視したい。 文部科学省の中学校施設整備指針の防犯計画には、「生徒の通学路については、周囲からの見通しの確保や、防犯灯、街路灯等の設置により夜間照度を確保することが重要である。」と明記されている。 また、文部科学省の「地域における通学路の安全確保の方策等についての調査研究報告書」によれば、夕方から夜間にかけて、道路上における児童生徒が被害者となる身体犯被害が多いことや自転車の事故も多いことを指摘し、通学路の安全確保を強調している。 茨城県結城市では、「交通安全施設における通学路街路灯設置要項」を設けて、自治体が責任をもって街灯設置を進めている。 昨年の中学生議会では、「道路照明灯が稲の生育に悪影響を及ぼした事例もあり、街灯をさらに明るくすることは慎重に考える必要がある」との答弁があったが、稲の出穂に悪影響を与えないLED照明が既に商品化されている。 加賀市の宝ともいうべき、子供たちの安全確保のため、早急に通学路の街灯設置を進めるべきと考えるが、所見を問う。	